

# 会計基準の形成と市場間統合

齋藤 静樹（明治学院大学）

## 1 資本市場と情報開示

会計情報を開示する目的は、経営者のもつ優位な情報を投資家に伝えて取引のリスクを減らし、資本市場を正常に機能させることにある。経営者には情報を開示することで投資家の保守的なリスク評価を避け、企業価値を高めようとする誘因がある一方、その情報にバイアスを加えて投資家の評価に影響を及ぼす誘因もある。むしろ、投資家の側にも企業評価に自己責任を負ううえで、自己の意思決定モデルに適合し、しかも特定のバイアスをもたない情報を集める誘因がある。そのため、投資家と経営者の間では、どのような情報をどのようなやり方で開示するか交渉が、資金と情報の取引を通じてインプリシットに反復され、そのなかから両者の誘因を両立させるルールが形成されていく。

## 2 情報開示と公的規制

資本市場における情報開示のルールは、上記のように市場取引を通じた投資家と経営者の交渉から生み出されるが、同時にそれは市場参加者間の私的な契約にとどまらず、公的な規制としての性格も備えている。もし資本市場が競争的でないと、内部情報を出さなくとも企業価値が損なわれるとは限らないから、それだけ自発的な開示は妨げられやすい。その場合には、規制によって情報の供給を促すほかはない。また、経営者市場が競争的でなく、企業価値を高めなくても内部者取引で利益を得る機会が残されていると、経営者に情報開示の誘因を与えるメカニズムは期待したとおりには働かない。公共セクターによる規制は、こうした不完全な市場競争を補完する役割を担っている。

## 3 会計基準の形成基盤

経営者の側に自発的な情報開示の誘因が働く場合でも、投資家はその情報のバイアスを見込んでリスクを評価するため、経営者も自分の開示する情報が嘘でないことを保証する行動をとらざるをえない。会計基準 GAAP も独立監査人の監査も、そこから生み出される私的な契約や慣行が標準化されて社会制度となった。したがって会計基準は、なによりも経営者の誘因を活用して投資家の意思決定に関連する（レリバントな）情報の開示を促しながら、自己申告に伴うバイアスをできるだけ排除して、情報の信頼性を確保するルールを市場の選択を通じて定めるものと考えてよい。会計基準の設定を民間主体がリードするのも、それが市場から生まれるルールだからであろう。

## 4 会計基準の制度的確立

このように会計基準は、資本市場における投資家と経営者との（しばしば会計専門家が仲介する）不断の取引から生まれ、彼らを代表する基準設定主体によってルール化された

うえで、最終的には公的な行政権限によって規範性を与えられる。その過程は、各国市場だけにとどまらない。グローバルな市場が並存する環境では、同様のことが複数の市場に波及し、基準の市場間統合にも発展する。異なった基準に基づく財務諸表を比較するうえで、市場が基準を選別するからである。むろん、市場がひとつにならない限り、単一基準への統合は自明ではない。単一基準か複数基準か、複数基準が並存するときの相互関係はどうなるか、それらは市場の選択次第であって先験的には決められない。

## 5 会計基準の市場間統合

したがって、もし会計基準の市場間統合（国際統合）が政策目標となる場合でも、市場の選択を迂回して超越的に各国基準の統一を図るのでは意味がない。むしろ個々の市場で基準間の公正な競争が働くように条件を整え、それによって市場参加者に統合への誘因を与えるのが先決である。そのためには、複数の基準をメニューとして提示し、開示する側に選択の余地を与えるとともに、その選択自体が市場で評価される仕組みを工夫するのが望ましい。もちろん、この仕組みは、メニューとしての代替的な基準が、大筋で調和していないとうまく機能しない。基準設定主体はその前提を整え、市場の選択を観察しながら基準を決める立場にある。国際統合のレベルは、その結果として決まる。

## 6 会社法制と会計基準

会計基準は、法制度をはじめとする各国の市場環境と無関係ではない。特に会社法制の影響は重要である。ただ、問題が配当制限だけなら、必ずしも会計基準を制約するわけではない。特に最近の改正商法では、法定準備金等であっても、債権者保護手続きをとれば株主への配当や自社株の買い入れに充てることができるようになっている。むしろ商法が企業会計を制約するのは、それが配当規制と同時に開示規制の観点をもっており、しかも私法面においては、証券取引法に対する一般法としての位置づけを与えられているからであろう。公開会社等の計算や開示では証取規制に合わせた柔軟な対応が進められているが、もとよりそれは、会社法制と整合しない会計基準を認める趣旨ではない。

## 7 企業統治と会計情報

なかでも会社法の資本制度は、計上される自己資本 = 株主持分の額、その内訳、負債との区分などを通して、会計上の利益の測定にも影響する。それが海外の会計基準と違っていれば、その違いは日本の会計基準を制約しよう。その制約に不都合があれば、会社法の制度を再検討するしかない。しかし、投資家への情報開示が資本市場を通じた企業統治の役割を担うとすれば、法の資本制度もまた、個々の株主や債権者の権利、会社役員の責任など、より広い観点に立って設計されたガバナンスの仕組みの一環であり、会社法現代化の作業でも、その基本的な性格は変えられていない。企業統治に果たす会計情報の役割を含めて、両者の関係は常に古くて新しい問題とならざるをえない。